

近江八幡市結婚新生活支援補助金交付要綱

令和4年8月1日

告示第229号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たに婚姻した世帯を対象に婚姻に伴う新生活の経済的負担を軽減し、もって少子化対策並びに本市への移住及び定住の促進を図ることを目的として、予算の範囲内で近江八幡市結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、近江八幡市補助金交付規則（平成22年近江八幡市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和8年1月1日から令和9年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 継続補助世帯 令和8年近江八幡市告示第 号による改正前の近江八幡市結婚新生活支援補助金交付要綱（以下「改正前要綱」という。）の規定により新婚世帯として補助金の交付を受けた世帯であって、当該補助金の額が、60万円（第5条第1項第2号に規定する世帯は、30万円）に満たなかった世帯をいう。
- (3) 住宅 自己の居住の用に供するための建物（共同住宅及び併用住宅を含む。）をいう。
- (4) 住宅購入費用 婚姻を機に近江八幡市内の住宅（新婚世帯の3親等以内の親族が所有する住宅を除く。以下この号及び次号において同じ。）を購入する際に要した費用であって令和8年4月1日から令和9年2月28日（同日までに次条に規定する補助金の交付の対象となる世帯（以下「補助対象世帯」という。）に該当しなくなったときは、当該事由が発生した日。以下この条において同じ。）までの間に支払が生じたもののうち、建物の購入費（利息を除く。）をいう。ただし、婚姻届を提出した日（以下「婚姻日」という。）より前に購入した住宅にあ

っては、婚姻日から起算して1年前までに婚姻を機として購入した住宅に限る。

(5) 住宅賃借費用 婚姻を機に近江八幡市内の住宅を賃借する際に要した費用であって令和8年4月1日から令和9年2月28日までの間に支払が生じたもののうち、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、生活保護による住宅扶助その他公的制度による家賃補助を受けている場合又は賃料等について勤務先から住宅手当が支給されている場合にあつては、住宅手当に相当する額を除く。

(6) 引越費用 令和8年4月1日から令和9年2月28日までの間に婚姻を機に近江八幡市内の住宅に引越する際に要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

(7) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体より、学生の就学及び生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助対象世帯は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす世帯とする。

(1) 新婚世帯 次に掲げるいずれにも該当すること。

ア 補助金の交付の申請の日（以下「交付申請日」という。）において、夫婦のいずれも又は夫若しくは妻の住所が申請に係る住宅の所在地となっていること。

イ 婚姻日において、夫及び妻の年齢が39歳以下であること。

ウ 直近の夫婦の所得額を合算した額（貸与型奨学金の返済がある場合にあつては、夫婦の所得額からその返済した額を控除した額）が500万円未満であること。

エ この要綱の規定による補助金及び他市区町村（当該他市区町村を包括する都道府県を含む。次号において同じ。）からのこの要綱と同様の趣旨による補助金等の交付を受けていないこと。

オ 夫婦のいずれもが交付申請日において市税を滞納していないこと。

カ 夫婦のいずれもが近江八幡市に3年以上継続して居住する意思があること。

キ 夫婦のいずれも又はその家族及び同居人が、次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(イ) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

(ウ) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持又は運営に協力又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) (ア) から (オ) までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

ク 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

ケ 夫婦のいずれも又は夫若しくは妻が日本国籍を有していない場合は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること。

コ 夫婦ともに地域少子化対策重点推進交付金実施要領（こ総政第68号こども家庭庁長官通知の別紙）別記2 結婚・妊娠・子育ての相談機会提供・支援プログラム第2事業内容1（2）ウに定める次に掲げる講座等うちいずれか1つを交付決定年度内に実施した者であること。

(ア) ライフデザイン支援講座の受講（乳幼児とふれあう体験及び子育て世帯との意見交換を含む。）

(イ) プレコンセプションケアに関する講座の受講

(ウ) 医療機関への妊娠又は出産に関する相談

(エ) 共家事・子育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）の受講

(2) 継続補助世帯 次に掲げるいずれにも該当すること。

ア 交付申請日において、夫婦のいずれも又は夫若しくは妻の住所が申請に係る住宅の所在地となっていること。

イ 他市区町村から、この要綱と同様の趣旨による補助金等の交付を受けていな

いこと。

ウ 夫婦のいずれもが交付申請日において市税を滞納していないこと。

エ 夫婦のいずれもが前号キに規定する要件に該当しないこと。

オ 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象世帯の夫婦のいずれかとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、第2条第4号から第6号までに規定する費用を加えて得た額に相当する額とし、1世帯当たりの限度額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 婚姻日における夫及び妻の年齢が29歳以下である新婚世帯 60万円

(2) 前号に掲げる者以外の世帯 30万円

2 前項の規定にかかわらず、継続補助世帯の補助金の額は、改正前要綱第2条第4号から第6号までに規定する費用を加えて得た額に相当する額とし、1世帯当たりの限度額は、改正前要綱第5条各号に定める額から改正前要綱の規定に基づき交付を受けた補助金の額を減じて得た額とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、令和9年2月28日までに市長に提出しなければならない。この場合において、申請書の提出をもって、規則第11条に規定する実績報告を行ったものとみなす。

(1) 新婚世帯 次に掲げる書類

ア 近江八幡市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書(別記様式第1号(その1))

イ 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

ウ 住民票(申請に係る住宅の所在地に移住している者に限る。)

- エ 補助金の交付を受けようとする年度の所得（課税）証明書。ただし、当該年度の所得（課税）証明書が発行できないことにつき相当な理由がある場合は、当該年度の前年度の所得（課税）証明書又は直近の収入が確認できる書類
 - オ 振込先口座が確認できるものの写し（夫婦のいずれかのものに限る。次号において同じ。）
 - カ 住宅の購入に係る売買契約書又は工事請負契約書の写し及び領収書その他の支払が確認できる書類の写し（住宅購入費用の補助金の交付を申請する場合に限る。次号において同じ。）
 - キ 住宅取得支払額内訳自己申告書（別記様式第2号（その1））（住宅購入費用の補助金の交付を申請する場合に限る。次号において同じ。）
 - ク 住宅の賃借に係る賃貸借契約書及び領収書その他の支払が確認できる書類の写し（住宅賃借費用の補助金の交付を申請する場合に限る。次号において同じ。）
 - ケ 住宅手当支給証明書（別記様式第2号（その2））。住宅賃貸費用の補助金の交付を申請する場合に限る。次号において同じ。）
 - コ 引越に係る領収書及びその他の支払が確認できる書類の写し（引越費用の補助金の交付を申請する場合に限る。）
 - サ 貸与型奨学金の返還額が確認できる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）
 - シ 同意書兼誓約書（別記様式第3号（その1））
 - ス その他市長が必要と認める書類
- (2) 継続補助世帯 次に掲げる書類
- ア 改正前要綱に基づく近江八幡市結婚新生活支援補助金交付決定通知書の写し
 - イ 近江八幡市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（別記様式第1号（その2））
 - ウ 振込先口座が確認できるものの写し
 - エ 住宅の購入に係る売買契約書又は工事請負契約書の写し及び領収書その他の支払が確認できる書類の写し
 - オ 住宅の賃借に係る賃貸借契約書及び領収書その他の支払が確認できる書類の

写し

カ 住宅手当支給証明書

キ 住宅取得支払額内訳自己申告書

ク 住民票（補助金の額の算定に係る住宅の所在地に移住している者に限る。）

ケ 同意書兼誓約書（別記様式第3号（その2））

コ その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の決定をしたときは近江八幡市結婚新生活支援補助金交付決定通知書（別記様式第4号。以下「交付決定通知書」という。）により、交付をしないと決定したときは近江八幡市結婚新生活支援補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知する。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、交付決定通知書による通知により、規則第12条に規定する補助金の額の確定通知をしたものとみなす。

（補助金の請求及び交付）

第9条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、速やかに近江八幡市結婚新生活支援補助金交付請求書（別記様式第6号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書の提出があったときは、受理した日から30日以内に補助金を交付する。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助決定者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、近江八幡市結婚新生活支援補助金交付決定取消通知書（別記様式第7号）により通知する。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において補助金が既に交付されているときは、近江八幡市結婚新生活支援補助金返還通知書（別記

様式第 8 号) により、補助金の返還を請求する。

- 2 補助決定者は、前項の場合においては、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

(報告等)

第 12 条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、補助決定者に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。

- 2 補助決定者は、前項の報告又は書類の提出を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和 8 年 5 月 1 日から適用する。

(令和 7 年度補助対象者に対する特例)

- 2 第 2 条第 2 号の規定にかかわらず、改正前要綱に基づき提出期限内に申請書を提出した者のうち、令和 7 年度の補助金の予算が上限に達したことを理由として補助金の不交付の決定を受けた者については、令和 8 年度予算の範囲内において、市長が別に定める手続を行うことにより、令和 8 年度における継続補助世帯とみなす。

別記様式第1号（その1）（第6条関係）

年 月 日

近江八幡市長 宛

住 所
申請者 氏 名
電話番号

近江八幡市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書

近江八幡市結婚新生活支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 婚姻届提出日		年 月 日	
2 交付申請に係る住宅に住所を定めた日		申請者 年 月 日	配偶者 年 月 日
3 婚姻日における年齢		申請者 歳	配偶者 歳
4 世帯の合計所得金額		申請者	所得額 円
			奨学金返済額 円
		配偶者	所得額 円
			奨学金返済額 円
所得額から奨学金返済額を差し引いた世帯の合計所得金額 円			
5 事業内訳	住宅購入費	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額	円
		領収書記載額【A】	円
	住宅賃借費	契約締結年月日	年 月 日
		家賃	円
		敷金	円
		礼金	円
		共益費	円
		仲介手数料	円
		小計【B】	円
	住宅手当等受給額【C】	円	
	引越し	引越年月日	年 月 日
		領収書記載額【D】	円
合計【E】 (A+B-C+D)		円	
6 補助金交付申請額 ※【E】と限度額（夫婦いずれもが29歳以下は60万円、それ以外は30万円）を比較し、低い方を記入 ※1,000円未満の端数は切捨て		円	

7 振込先	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協				支店名	本店・支店 ・出張所
	口座番号	普通 当座					(右づめで記入)
	口座名義人	(フリガナ)					
8 確認項目	<p>受講した講座等について、いずれかにチェックすること</p> <input type="checkbox"/> ライフデザイン支援講座 <input type="checkbox"/> プレコンセプションケアに関する講座 <input type="checkbox"/> 医療機関への妊娠・出産に関する相談 <input type="checkbox"/> 共家事・子育て講座						
9 添付書類	<p>(1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本 (2) 住民票（申請に係る住宅の所在地に居住している者に限る。） (3) 補助金の交付を受けようとする年度の所得（課税）証明書。ただし、当該年度の所得（課税）証明書が発行できないことにつき相当な理由がある場合は、当該年度の前年度の所得（課税）証明書又は直近の収入が確認できる書類 (4) 振込先口座が確認できるものの写し（夫婦いずれかのものに限る。） (5) 住宅の購入に係る売買契約書又は工事請負契約書の写し及び領収書その他の支払が確認できる書類の写し（住宅購入費用の補助金の交付を申請する場合に限る。） (6) 住宅取得支払額内訳自己申告書（別記様式第2号（その1））（住宅購入費用の補助金の交付を申請する場合に限る。） (7) 住宅の貸借に係る賃貸借契約書及び領収書その他の支払が確認できる書類の写し（住宅貸借費用の補助金の交付を申請する場合に限る。） (8) 住宅手当支給証明書（別記様式第2号（その2））（住宅貸借費用の補助金の交付を申請する場合に限る。） (9) 引越しに係る領収書及びその他の支払が確認できる書類の写し（引越費用の補助金の交付を申請する場合に限る。） (10) 貸与型奨学金の返還額が確認できる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。） (11) 離職票の写し又は退職証明書（離職している場合に限る。） (12) 同意書兼誓約書（別記様式第3号（その1）） (13) その他市長が必要と認める書類</p>						

別記様式第1号(その2)(第6条関係)

年 月 日

近江八幡市長 宛

住 所
申請者 氏 名
電話番号

近江八幡市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日付け 第 号により、補助金の交付の決定を受けた
近江八幡市結婚新生活支援補助金(以下「交付決定済補助金」という。)について、次のとおり
関係書類を添えて継続補助申請します。

申請日における年齢	申請者	歳	配偶者	歳
-----------	-----	---	-----	---

事業内訳	住宅 購入費	契 約 締 結 年 月 日	年	月	日	
		契 約 金 額				
		領 収 書 記 載 額 【 A 】	円			
	住宅 賃借費	契 約 締 結 年 月 日		年	月	日
		家 賃		円		
		共 益 費		円		
		小 計 【 B 】		円		
		住宅手当等受給額 【 C 】		円		
	合計 【 D 】 (A+B-C)		円			
前回補助金交付決定額 【 E 】		円				
今回補助金交付上限額 【 F 】 (60万円又は30万円-【 E 】)		円				
今回補助金交付申請額 【 G 】 【 D 】又は【 F 】のいずれか低い方		円				

(注)「補助申請額」に1,000円未満の端数があるときは、切り捨て。

振込先	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協				支店名	本店・支店 ・出張所
	口座番号	普通 当座					(右づめで記入)
	口座名義人	(フリガナ)					
添付書類	(1) 交付決定済補助金にかかる近江八幡市結婚新生活支援補助金 交付決定通知書の写し (2) 振込先口座が確認できるものの写し（夫婦いずれかのものに 限る。） (3) 住宅の購入に係る売買契約書又は工事請負契約書の写し及び 領収書その他の支払が確認できる書類の写し（住宅購入費用の 補助金の交付を申請する場合に限る。） (4) 住宅取得支払額内訳自己申告書（別記様式第2号（その1）） （住宅購入費用の補助金の交付を申請する場合に限る。） (5) 住宅の賃借に係る賃貸借契約書及び領収書その他の支払が確 認できる書類の写し（住宅賃借費用の補助金の交付を申請する 場合に限る。） (6) 住宅手当支給証明書（別記様式第2号（その2））（住宅賃貸 費用の補助金の交付を申請する場合に限る。） (7) 住民票（補助金の額の算定に係る住宅の所在地に移住してい る者に限る。） (8) 同意書兼誓約書（別記様式第3号（その2）） (9) その他市長が必要と認める書類						

住宅取得支払い額内訳
自己申告書

1. 【住宅取得支払い総額 内訳】
（補助金対象）

項目	取得費内訳	原資	自己資金支払日（年月日）
建物購入費	円	<input type="checkbox"/> 自己資金 円 <input type="checkbox"/> 住宅ローン 円/月×ヶ月分	
工事費	円	<input type="checkbox"/> 自己資金 円 <input type="checkbox"/> 住宅ローン 円/月×ヶ月分	
設計費	円	<input type="checkbox"/> 自己資金 円 <input type="checkbox"/> 住宅ローン 円/月×ヶ月分	
合計	① 円	<input type="checkbox"/> 自己資金③ 円 <input type="checkbox"/> 住宅ローン⑤ 円/月×ヶ月分	

（補助金対象外）

項目	取得費内訳	原資	自己資金支払日（年月日）
土地代、登記費用、火災保険、契約印紙代等	円	<input type="checkbox"/> 自己資金 円 <input type="checkbox"/> 住宅ローン 円/月×ヶ月分	
合計	② 円	<input type="checkbox"/> 自己資金④ 円 <input type="checkbox"/> 住宅ローン⑥ 円/月×ヶ月分	

総合計金額（①+②）	自己資金総額（③+④）	住宅ローン総額（⑤+⑥）
円	円	円

2. 【住宅ローン月々支払い内訳】

年月日	建物購入費、工事費 設計費	土地代、登記費用、火災 保険、契約印紙代等	利息	合計
年 月 日	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円
年 月 日	円	円	円	円
総合計	⑦ 円	円	円	円

上記の住宅ローンにかかる建物購入費、工事費及び設計費の総計は、⑦_____円で間違いありません。

上記の金額は、住宅ローン補助金対象である（ 建物購入費 ・ 工事費 ・ 設計費 ）の返済に充当することに間違いありません。

また、上記記載内容に虚偽があった場合は、私が交付を受けた近江八幡市結婚新生活支援補助金の全額を返還することに同意します。

年 月 日

氏名

近江八幡市長 宛

給与等の支払者

所在地

名称

氏名

電話番号

印

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住所	
氏名	

2 住宅手当支給状況

(1) 支給している。

(2) 支給していない。

支給月	住宅手当	支給月	住宅手当
月	月額 円	月	月額 円
月	月額 円	月	月額 円
月	月額 円	月	月額 円
月	月額 円	月	月額 円
月	月額 円	月	月額 円
月	月額 円	月	月額 円

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 住宅手当の支給状況については、(1)、(2)のいずれかに○印をつけてください。
- 3 住宅手当を支給している場合は、証明が必要となる各月の住宅手当月額を記入してください。
- 4 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

近江八幡市長 宛

同意書兼誓約書

近江八幡市結婚新生活支援補助金の申請に関し、次に掲げる事項について同意し、及び誓約します。

1. 同意事項（同意する事項の申請者及び配偶者の欄に✓を記入）

申請者	配偶者	同意事項
		この補助金の交付に必要な範囲において、市税の納付状況、生活保護及び他の公的制度による補助金等の受給状況等について近江八幡市役所関係各課に照会すること、住民基本台帳を市が閲覧すること及び暴力団員でないことを警察等関係機関に照会することについて同意します。
		この補助金の交付に必要な範囲において、申請者及び配偶者が住所を有する近江八幡市以外の他市区町村（当該他市区町村を包括する都道府県を含む。）におけるこの補助金と同様の趣旨による給付の有無を確認する必要があるときは、近江八幡市長が当該他市区町村へ照会することに同意します。

2. 誓約事項（誓約する事項の申請者及び配偶者の欄に✓を記入）

申請者	配偶者	誓約事項
		市税について過年度分を含め滞納はありません。
		近江八幡市結婚新生活支援補助金交付要綱に基づく補助（継続補助申請の場合を除く。）又は他の地方公共団体が行う国の地域少子化対策重点推進交付金を活用した結婚新生活支援事業の補助を過去に受けていません。
		勤務先からの住宅手当を受けている場合は、住宅手当分を控除して申請しています。
		生活保護による住宅扶助やその他の公的制度による家賃補助を受けている場合は、それらを控除して申請しています。
		この補助金以外に、補助対象経費について公的制度による補助を受けていません。
		近江八幡市に3年以上継続して居住する意思があります。
		近江八幡市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しておらず、また、自らが暴力団員ではありません。
		申請内容に虚偽又は不正があったときは、速やかにこの補助金を返還します。
		この補助金に係る報告又は書類の提出を求められたときは、速やかに提出します。
		この補助金の交付後に実施されるアンケートに回答します。
		※該当者のみチェック 賃貸に係る費用について、次の理由により住宅手当の支給を受けていません。 <理由（該当の項目に✓）> <input type="checkbox"/> 無職であるため (申請者)旧勤務先 _____ 退職日： ____年 ____月 ____日 (配偶者)旧勤務先 _____ 退職日： ____年 ____月 ____日 <input type="checkbox"/> 自営業であるため

【署名欄】

年 月 日

申請者氏名

配偶者氏名

近江八幡市長 宛

同意書兼誓約書

近江八幡市結婚新生活支援補助金の申請に関し、次に掲げる事項について同意し、及び誓約します。

1. 同意事項(同意する事項の申請者及び配偶者の欄に✓を記入)

申請者	配偶者	同意事項
		本補助金の交付に必要な範囲において、市税の納付状況、生活保護及び他の公的制度による補助金等の受給状況等について近江八幡市役所関係各課に照会すること、住民基本台帳を市が閲覧すること及び暴力団員でないことを警察等関係機関に照会することについて同意します。
		本補助金の交付に必要な範囲において、申請者及び配偶者が住所を有する近江八幡市以外の他市区町村(当該他市区町村を包括する都道府県を含む。)におけるこの補助金と同様の趣旨による給付の有無を確認する必要があるときは、近江八幡市長が当該他市区町村へ照会することに同意します。

2. 誓約事項(誓約する事項の申請者及び配偶者の欄に✓を記入)

申請者	配偶者	誓約事項
		市税について過年度分を含め滞納はありません。
		他の地方公共団体が行う国の地域少子化対策重点推進交付金を活用した結婚新生活支援事業の補助を過去に受けていません。
		勤務先からの住宅手当を受けている場合は、住宅手当分を控除して申請しています。
		生活保護による住宅扶助やその他の公的制度による家賃補助を受けている場合は、それらを控除して申請しています。
		近江八幡市に転入日から3年以上継続して居住する意思があります。
		近江八幡市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しておらず、また、自らが暴力団員ではありません。
		申請内容に虚偽又は不正があったときは、速やかにこの補助金を返還します。
		本補助金に係る報告又は書類の提出を求められたときは、速やかに提出します。
		本補助金の交付後に実施されるアンケートに回答します。
		<p>※該当者のみチェック</p> <p>賃貸に係る費用について、次の理由により住宅手当の支給を受けていません。 <理由(該当の項目に✓)></p> <p><input type="checkbox"/> 無職であるため</p> <p>(申請者)旧勤務先 _____ 退職日: _____ 年 ____ 月 ____ 日</p> <p>(配偶者)旧勤務先 _____ 退職日: _____ 年 ____ 月 ____ 日</p> <p><input type="checkbox"/> 自営業であるため</p>

【署名欄】

年 月 日

申請者氏名

配偶者氏名

別記様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

近江八幡市長

印

近江八幡市結婚新生活支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました近江八幡市結婚新生活支援補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 住所の所在地 近江八幡市

2 交付決定金額 円

- (注)
- この補助金交付決定通知をもって、補助金の額の確定通知をしたものとします。
 - 補助事業の内容を変更するとき、中止するとき又は廃止するときは、あらかじめ連絡をしてください。
 - 補助事業の実施状況について確認する場合があります。
 - 補助金を補助金交付申請書に記載の事業経費以外に使用したときは、補助金の交付の取消し又は補助金の返還を求める場合があります。

別記様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

近江八幡市長 印

近江八幡市結婚新生活支援補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました近江八幡市結婚新生活支援補助金について、近江八幡市結婚新生活支援補助金交付要綱に基づき、交付しないことに決定しましたので通知します。

記

1 不交付の理由

別記様式第6号（第9条関係）

年 月 日

近江八幡市長 宛

補助金請求者 住 所
氏 名
電話番号

近 江 八 幡 市 結 婚 新 生 活 支 援 補 助 金 請 求 書

年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定（額の確定）を受けました近江八幡市結婚新生活支援補助金事業に対する補助金を交付されたく、下記の通り請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関	銀行・組合 農協・金庫	支店 支所
預金種別	普通・当座	
口座番号		
フリガナ 口座名義人	フリガナ	
	氏名	

別記様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

近江八幡市長

印

近江八幡市結婚新生活支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で補助金交付の決定（額の確定）をしました近江八幡市結婚新生活支援補助金事業について、近江八幡市結婚新生活支援補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を取消しましたので通知します。

記

1 取消事由

2 取消金額

円

別記様式第8号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

近江八幡市長

印

近江八幡市結婚新生活支援補助金返還通知書

年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定（額の確定）確定をしました近江八幡市結婚新生活支援補助金事業について、近江八幡市結婚新生活支援補助金交付要綱に基づき、既に交付した補助金を返還されるよう通知します。

記

1 返還事由

2 返還金額

円